

家族法制部会第7回会議・議事速報

2021年9月21日、法制審議会・家族法制部会の第7回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

本会議では、まず、最高裁判所から、家庭裁判所における試行的面会交流の実施状況等の説明があった後、第6回会議に引き続き、部会資料6に基づき、離婚後の子の養育に関する事項の決定への父母の関与の在り方について調査審議が行われた。そこでは、離婚後に、①父母双方が子に関する事項について法的な決定責任を負うことを選択可能とする規律を設けることの適否及びその要件、②父母双方が法的な決定責任を負うことを選択できる規律を設けた場合に、その対象となる事項の分類と内容、③父母双方が法的な決定責任を負うとした場合の関与の態様を取り上げられ、委員・幹事による幅広い意見交換が行われた。

その中では、例えば、①について、協議離婚の場合であっても裁判離婚の場合であっても、父母双方が子に関する法的な決定責任を負うことを選択できる規律を設けてはどうかとの意見、そのような規律を設けた場合、父母の合意による決定ができずにかえって子の利益を損なうおそれがあるとの意見などが出された。また、②について、子の利益となることが前提だとしても、父母の関与の在り方は様々であり、個別の事情が影響することとなるため、そのような事情を考慮して父母が関与する場合を細かく分けて検討すべきとの意見が出されたほか、決定すべき事項として部会資料において提案されているものには様々な性質のものが含まれており、重要性という観点だけでなく迅速性という観点から検討することも考えられるとの意見や、重要決定事項として提案されているものの中には、親の責任において決定することの内容や範囲が明確ではない事項等もあり、その性質を明確にする必要があるのではないかなどの意見もあった。さらに、③について、父母が決定する事項の性質によって設けるべき規律の在り方が変わるのではないかと意見、父母双方の決定責任を認めている諸外国の立法例や実情も参考にしながら検討すべきとの意見、規律に違反した場合の効果として損害賠償請求を認めるならば、誰が誰のどのような権利を侵害するかについて慎重に検討すべきとの意見などが出された。

続いて、部会資料7に基づき、子の養育をめぐる問題についての子の意見の尊重に関する論点について調査審議が行われた。

その中では、現行の家事事件手続法などでは、一定の事項について、15歳以上の子の意見を聴かなければならないとされているが、未成年の子がいる場合の離婚については、その年齢に関係なく一律に子から意見を必要的に聴取すべきという意見や、子の年齢に応じて、意見の尊重方法に関する規律を分けるべきであるが、その年齢の線引きについては、現行法の趣旨を分析しながら丁寧に検討すべきであるなどといった様々な意見が出された。また、子の意見を尊重することを担保するために、協議離婚時には、弁護士が子の意見聴取を実施して、その意見確認をすべきとの意見や、弁護士に加えて心理カウンセラー等の専門家も関

与すべきとの意見が出されたほか、子に監護親を選ばせるような過酷な選択をさせることがないようにすべきであり、社会的支援も含めて広く議論すべきであるとの意見なども出された。

次回の会議では、部会資料7の残された論点に関する検討を行うとともに、未成年養子制度に関する論点の検討を行うこととされた。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。